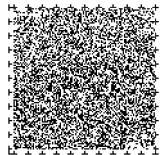


「宿泊施設の客室のバリアフリー化基準に関する基本的な考え方（案）」

に対する市民意見の内容及び市の考え方

令和8年2月

名古屋市



「宿泊施設の客室のバリアフリー化基準に関する基本的な考え方（案）」に対し、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。いただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容は、一部要約または分割して掲載していますのでご了承ください。

1 実施結果

(1) 意見募集期間

令和7年10月20日（月曜日）から令和7年11月18日（火曜日）まで

(2) 意見提出状況

意見提出者数：6名

意見総数：11件

区分	郵送	電子メール	ファックス	持参	合計
人数	1	4	1	0	6
件数	4	6	1	0	11

(3) 意見内容の内訳

項目	意見件数
1. 基準の趣旨	3
2. 基準の概要	0
3. 基準・イメージ図	5
4. その他	3
合計	11

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

電子メール：a4256@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

電話番号：052-972-4256

ファックス番号：052-972-4159

2 市民意見の内容と名古屋市の考え方

1. 基準の趣旨（3件）

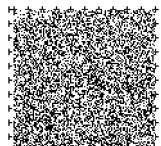
【市民意見】

- 既存の法令により一定割合のバリアフリー客室の設置が義務付けられていますが、一般客室にまで同様の規制を拡大する必要性について、「アジパラを大義に社会や地域に貢献するレガシーとして規制を設ける」という趣旨では、特定の業界への一律かつ恒久的な規制強化に対する合理的な説明が不十分です。
- 名古屋市は旅館業法施行条例の改正により出店し易い環境が整ったところであり、ホテルを増やす段階です。全室車椅子対応は一足飛びの印象です。できれば段階的な規制をお願いします。

【市の考え方】

- 今回の基準は、これまでバリアフリー化基準がなかった一般客室についての基準を設けるものですが、一般客室にまで車椅子使用者用客室（バリアフリー客室）と同等の仕様までを求めるものではありません。
- 車椅子使用者用客室の設置を義務化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」は平成18年の施行であり、客室数は多くない状況です。
- 客室面積が一定以上の客室を対象とした今回の「車椅子使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準」は、車椅子使用者用客室の仕様までは必要としない方等に選択肢を提供することで、車椅子使用者用客室を補完するとともに、高齢者、障害者の方等を含む全ての方が利用しやすい宿泊施設の実現を目指すものです。
- 名古屋市としては、アジア・アジアパラ競技大会の開催により市民のバリアフリーに対する機運が高まっている機会を捉えて、一般客室への基準を設定することが適切と考えています。

※「車椅子」の表記は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」にあわせて漢字表記としています。



【市民意見】

- 行政による規制は事業者の負担増加となり、宿泊料金の高騰という形で最終的に利用客の負担増につながると考える。

【市の考え方】

- 基準の対象施設は一定規模以上とすること、客室の面積やベッドの数に応じた基準とすること等に加え、事業者への過度な負担が生じないような配慮について検討していきます。
- 名古屋市としては、高齢者、障害者の方等を含む全ての方が利用しやすい宿泊施設とすることが必要と考え、今回の基準を定めるものです。ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 基準・イメージ図（5件）

【市民意見】

- 開き戸のサッシが盛り上がり上がって小さな段になっている宿泊施設も多いため、客室出入口についても段差無しという文言を追加してほしい。

【市の考え方】

- 客室出入口の段差については、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」において、必要な有効幅員とあわせて、段を設けないことと規定されています。今後も引き続き適切な指導を実施していきます。

【市民意見】

- ・車椅子使用者を想定する場合、水回りはセパレートタイプでなければ利用が難しいため、セパレートタイプをイメージ図として掲載してほしい。
- ・便器横はL型手すりの設置が必要。図では伝わらないため文言を追加してほしい。
- ・扉・窓は引き戸、トイレの両サイドには手すり、洗面の下にスペースが必要（車椅子のまま手洗いできる）、蛇口の形状は自動・レバー式がよい。

【市の考え方】

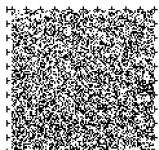
- ・今回の基準の内容は、全ての一般客室に対して義務化するものであることから、事業者への過度な負担とならないもの、また事後の改修により対応することが困難なものとしています。
- ・ソフト対応を含めたバリアフリーに関する情報発信を行う予定としており、いただいたご意見につきましては参考とさせていただきます。

【市民意見】

- ・客室のレイアウトやデザインにおける事業者の創意工夫が著しく妨げられ、多様なニーズに応える宿泊施設の開発が困難になることを懸念します。

【市の考え方】

- ・今回の基準の内容については、高齢者や障害者の方等をはじめとするすべての利用者が客室内で円滑に移動していただくために必要な内容だと考えています。ご理解いただきますようお願いいたします。



4. その他（3件）

【市民意見】

- ・赤ちゃんが泣いても迷惑ではない空気感を作るため、ポスター掲示、職員研修等が必要。
- ・おむつを捨てられる場所の確保、ベビーカーや車椅子が部屋の中で使える工夫、子どもや障害者のため、風呂、トイレ等にガードを設置できるような配慮があるといい。

【市の考え方】

- ・ソフト対応を含めたバリアフリーに関する情報発信を行う予定としており、いただいたご意見につきましては参考とさせていただきます。

【市民意見】

- ・バリアフリー客室に案内されることがあるが、魅力が削がれた部屋があることがある。

【市の考え方】

- ・車椅子使用者用客室（バリアフリー客室）は、車椅子使用者にとって使いやすいものであることはもちろん、魅力的な空間であることが望ましいと考えています。
- ・ソフト対応を含めたバリアフリーに関する情報発信を行う予定としており、その中で車椅子使用者用客室のあり方についても啓発してまいります。